

柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設に関する
設計及び工事計画認可申請の補正書の提出について

2025 年 9 月 5 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は本日、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 に基づき申請した設計及び工事計画認可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出しました。

今回の補正は、原子力規制委員会によるこれまでの審査内容を踏まえて、当発電所 7 号機（第 1 回申請^{※1}）においては 2025 年 6 月 16 日に提出した補正書^{※2}について、同 6 号機（第 1 回申請^{※3}）及び 7 号機（第 2 回申請^{※4} 及び第 3 回申請^{※5}）においては 2025 年 7 月 31 日に提出した補正書^{※6}について、一部記載の適正化を行ったものです。

(※1 2023 年 1 月 30 日、※2 2025 年 6 月 16 日、※3 2025 年 2 月 27 日、※4 2023 年 7 月 6 日、
※5 2024 年 1 月 16 日、※6 2025 年 7 月 31 日お知らせ済み)

あわせて、電気事業法第 47 条に基づき申請した同 7 号機の工事計画認可申請^{※6}の補正書についても、原子力規制委員会及び経済産業省へ同日提出しております。

当社は、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

【添付資料】

- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)
- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)

以 上